

社団法人長野県サッカー協会

入会及び退会の手続きに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人長野県サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第6条及び第9条の規定に基づき、会員の入会及び退会の手続について必要な事項を定める。

(入会の手続き)

第2条 本協会に正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別表1の入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を得る。ただし、定款第13条第2項の規定により正会員として入会しなければならない者は除く。

2 特別会員に推薦された者は、本人の承諾をもって入会したものとみなすものとする。

3 登録会員として入会しようとする者は、別表2の入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。ただし、定款第20条第1号から第5号に規定する登録会員は除くものとする。

(承認の許諾)

第3条 前条の規定により入会申請書が会長に提出されたとき、理事会は遅滞なく承認の許諾を決定しなければならない。

(入会の基準)

第4条 前条の規定による、承認の許諾を決定する基準は次のとおりとする。

(1) 営利を目的としていないこと。

(2) 公序良俗に反していない団体であること。

(3) 会員の資格を喪失してから、2年を経過していること。ただし、除名された場合は除く。

(4) 定款第20条第6号及び第7号に規定する「連盟」及び「郡市協会又は地区協会」については、他に同種の団体がなく、かつ、同種に所属する登録チームがすべて加入するか、加入できること。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする者は、別表2の退会届を会長に提出し、理事会の承認を得る。

(退会の承認)

第6条 前条の規定により退会届が会長に提出されたとき、理事会は遅滞なく退会の許諾を決定しなければならない。

2 理事会は、会員が本協会定款第10条の規定により除名されることを予測して、退会届を提出した場合を除き、退会を承認する。

(規則の改正)

第7条 本規則の改廃は、総会の議決を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は平成18年4月1日より施行する。

社団法人長野県サッカー協会

入会金及び会費並びに登録料に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人長野県サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第7条の規定に基づく会員の入会金及び会費等並びに定款第19条第3項の規定に基づく会友の会費及び定款第21条の規定に基づく登録会員の登録料について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により入会金を納入しなければならない。ただし、定款第13条第2項の規定に基づき正会員として入会した者又は賛助会員として入会した個人又は法人及び特別会員として入会した者は入会金を免除する。

- (1) 正会員として入会した個人 3,000円
- (2) 正会員として入会した法人 10,000円

(会費)

第3条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により会費を毎年納入しなければならない。

- (1) 正会員として入会した個人 5,000円
- (2) 正会員として入会した法人 50,000円
- (3) 賛助会員として入会した個人 一口 30,000円 一口以上
- (4) 賛助会員として入会した法人 一口 30,000円 一口以上
- (5) 特別会員として入会した者 一口 30,000円 一口以上